

坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭の所得状況に応じて私立幼稚園に在園している幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定。以下「文部省要綱」という。）および高校生修学支援基金事業実施要領（被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金）（平成23年5月2日文部科学大臣裁定）に準じ、坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者は、本市に住所を有し、私立幼稚園に在園する満3歳以上の幼児（東日本大震災の被災地の市町村の住民で、本市に居住し、私立幼稚園に在園する満3歳以上の幼児を含む。以下「幼児」という。）の入園料および保育料（以下「保育料等」という。）を減額または免除（以下「減免」という。）する私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 市長は、設置者が減免する保育料等について、文部省要綱に定める範囲内において補助を行うものとする。

2 在園期間が12か月に満たない幼児がいる場合における当該幼児にかかる補助金の額は、前項の規定による補助金の額を12で除して得た額に当該幼児の在園月数を乗じて得た額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、四捨五入するものとする。

3 前項において、入園料を納付した年度は、第1項の規定による補助金の額を15で除して得た額に当該幼児の在園月数に3を加えて得た数を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 設置者は、坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金交付（変更）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定する期日までに市長に提出しなければならない。補助金交付申請額に変更が生じたときも、同様とする。

(1) 保育料等減免措置に関する調書（様式第2号）

(2) 坂出市私立幼稚園就園奨励費事業計画書（様式第3号）

(3) 保育料等の額を明らかにする書類（学則、園則等）

(4) 東日本大震災の被災地の市町村の住民で、本市に居住し、私立幼稚園に在園する満3歳以上の幼児の保育料等を減免する設置者にあつては、当該幼児が東日本大震災により被災したこ

とを証明する書類

(5) その他市長が別に定める書類

(補助金交付の決定および通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付を決定したときは、坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第4号）により設置者に通知するものとする。交付変更申請書を受理したときも、同様とする。この場合において、設置者への通知は坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）によるものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の交付決定通知書および交付決定変更通知書を受理した設置者は、坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金交付（変更）請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したとき、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、設置者の請求に基づき、補助金を概算払により交付するものとする。

第8条 削除

(実績報告書の提出)

第9条 設置者は、補助金の交付に係る事業が完了したときは、速やかに坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 保育料等減免措置に関する状況報告書（様式第8号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条の実績報告書により補助金の額を確定したときは、坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書（様式第9号）により設置者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第11条 設置者は、確定した補助金の額と第7条の規定により交付を受けた補助金額との間に差額を生じたときは、差額を精算しなければならない。

(交付決定の取消および補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部または一部の返

還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を申請の目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に定めるものを除くほか、市長の指示に従わなかったとき。

(書類の保管)

第13条 設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかなければならない。

(検査)

第14条 市長は、必要と認めるときは、前条の書類の提出を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日要綱)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年4月1日要綱)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年6月2日要綱第25号)

この要綱は、平成21年6月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (平成22年6月21日要綱第43号)

この要綱は、平成22年6月21日から施行する。

付 則 (平成23年6月21日要綱第80号)

この要綱は、平成23年6月21日から施行し、改正後の坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

付 則 (平成26年4月1日要綱第39号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第10条関係)